重要事項説明書

（訪問介護）

１．事業所の概要

事　業　所　名	有限会社ケアサービス ケアフル訪問介護ステーション
所　　在　　地	岐阜県美濃加茂市川合町２丁目７－２１
事業所指定番号	岐阜県　　２１７１２００６１７号
管理者・連絡先	守田　みさ子　　電話：０５７４－４９－７５３５
サービス提供地域	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町、御嵩町、七宗町

２．事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管 理 者	業務の管理を一元的に行います。	１名（常　勤）
サービス提供責任者	訪問介護計画の作成、他事業者との連携、訪問介護員に対する指示、業務管理全般を行います。	１名（常　勤） 名（非常勤）
訪問介護員	訪問介護計画に基づき訪問介護サービスの提供に当たります。	名（常　勤） 名（非常勤）

３．営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ※但し、サービス提供はケアプランの定める曜日であれば対応するものとする。 ※電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。	午前９時から午後５時まで ※但し、サービス提供はケアプランの定める時間帯であればいつでも対応するものとする

４．サービス内容

①日常生活の介護（清潔・排泄・食事など）

②ご自分で出来ない部分の生活援助（調理・掃除・洗濯など）

③その他、必要な身体介護、または必要な家事

【ご利用頂く事ができないサービスについて】

①　ご契約頂いた内容以外のサービス

サービス内容は、事前にご相談の上決めさせて頂いたものです。原則として別に作成致します「訪問介護計画」で定められた日時・内容以外のサービスをご利用頂く事はできません。

②利用者が不在の場合のサービス
利用者自身が不在の場合にはサービスをご利用頂く事はできません。
③利用者以外の方（家族など）に対するサービス
介護保険では、利用者（認定を受けている方）のみがサービス提供の対象となります。
④医療行為または医療補助に該当するサービス
法律上、訪問介護員は医療行為等に該当するサービスを提供する事はできません。
（例）褥瘡の手当て、リハビリ、医療機器の操作など
⑤その他、花の水やりや家具等の修繕、利用者の生業に関する事等に対するサービスは
提供致しかねます。

5．サービス提供に関して
①訪問介護計画について
サービスは、別に作成する「訪問介護計画」に沿って提供致します。（介護保険では介護支援専門員の作成する「居宅サービス計画」に基づいて作成されます）訪問介護計画は、訪問介護サービスの目的である利用者の「自立支援」を計画的に行うために作成されるものです。内容についてご理解頂きますようお願いします。
②サービス提供の記録について
訪問介護員がサービスを提供した時は、提供後、「サービス提供記録票」にご利用時間等を記入し、利用者またはその家族にお示しします。
「サービス提供票」に記載された時間は、利用者のご利用料金を計算するもとになりますので、よくご確認の上、捺印頂きますようお願い致します。

6．訪問介護員への謝礼について
訪問介護員は、ご契約に基づき、サービス提供させて頂いております。お茶、お菓子、お金等の謝礼は必要ありません。また、訪問介護員に対しても、謝礼の授与は固く禁じております。

7．当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。
①訪問介護の目的は、利用者の「自立支援」です。健康維持やリハビリのために日常において出来る事は利用者自身で行って頂くよう、お願いしております。
②より良いサービスを提供させて頂くためには、介護支援専門員（ケアマネージャー）等との連携が必要です。当事業所では、利用者の秘密を守る事を大切に考えておりますので、利用者や家族の皆様のご了解を得た上で、担当の介護支援専門員や福祉サービス機関、医療機関等と情報交換をさせて頂く事があります。

8．秘密保持
事業所及び訪問介護員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

９．ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約の解除をする場合があります。(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す)

１０．業務継続計画の策定等について

⑴ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

⑵ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

⑶ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１１．衛生管理等

⑴ 介護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

⑵ 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

⑶ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１２．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

⑴ 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	加藤　多美子

⑵ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

⑶ 虐待防止のための指針の整備をしています。

⑷ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑸ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１３．サービス利用料金

①利用料金につきましては、別紙をご参照下さい。

②介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてお客様の負担額を変更させて頂きます。

１４．利用者負担金

※利用者負担金は下記のように分かれます。

①介護報酬に係わる利用者負担金（費用全体の１割または２割、もしくは３割）
②運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）
③通常のサービス提供の範囲を超える介護保険外の費用（全額、自己負担）

（１）なお、②又は③の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならない事とされています。（疑問点等があれば、お尋ね下さい）

（２）自己負担金（利用料金）は、次の方法によりお支払い頂きますようお願いします。
自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月１回引き落とします。）
【　毎月　　２８日　】

（３）引き落とし日が土日祝日に当たる場合は「翌営業日」に引き落としになります。

※上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物支給）」の場合について記載しています。

※居宅サービス計画が作成されていない場合等、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（１０割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（７割または８割、もしくは９割）を請求する事になります。

１５．サービス利用の中止

（１）利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに訪問介護員、または所定の連絡先までご連絡下さい。

連絡先（電話）：　０５７４－４９－７５３５

（２）利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承下さい（ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）

（３）キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払い頂きます。

時間	キャンセル料	備考
サービス利用日の 24 時間前	無料	
サービス利用の 12 時間前	基本料金の 10%	
サービス利用の 12 時間以内	基本料金の 25%	

１６．緊急時等の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 ： 医療機関名： 連　絡　先：
緊急連絡先 ①	氏　名 （続柄） 連　絡　先：
緊急連絡先 ②	氏　名 （続柄） 連　絡　先：

１７．相談窓口、苦情対応

● 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	０５７４－４９－７５３５
FAX 番号	０５７４－４９－７５７１
担 当 者	守田　みさ子
そ の 他	※対応時間は月曜日から金曜日の午前９時～午後５時 ※不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

● その他、お住まいの市役所及び岐阜県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

岐阜県国民健康保険団体連合会 （国保連）	所 在 地：岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
	電話番号：058-275-9826
	FAX 番号：058-275-7635
	対応時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00
美濃加茂市役所　高齢福祉課	所 在 地：岐阜県美濃加茂市太田町 3431
	電話番号：0574-25-2111
	FAX 番号：0574-25-3917
可児市役所　高齢福祉課	所 在 地：岐阜県可児市広見 1-1
	電話番号：0574-62-1111
	FAX 番号：0574-60-4616

坂祝町役場　福祉課	所 在 地：岐阜県加茂郡坂祝町取組 46-18
	電話番号：0574-26-7111
	FAX 番号：0574-27-1808
富加町役場　福祉保健課	所 在 地：岐阜県加茂郡富加町滝田 1511
	電話番号：0574-54-2111
	FAX 番号：0574-54-2461
川辺町役場　住民課	所 在 地：岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1581-4
	電話番号：0574-53-2511
	FAX 番号：0574-53-2374
八百津町役場　健康福祉課	所 在 地：岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903-2
	電話番号：0574-43-2111
	FAX 番号：0574-54-2461
御嵩町役場　保険長寿課	所 在 地：岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239-1
	電話番号：0574-67-2111
	FAX 番号：0574-67-1999
七宗町役場　住民課	所 在 地：岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442-3
	電話番号：0574-48-1111
	FAX 番号：0574-48-2239

１８．運営法人の概要

事　　業　　者	有限会社　ケアサービス
代　　表　　者	代表取締役　鈴木　大介
所在地・連絡先	〒505－0022　岐阜県美濃加茂市川合町２丁目７－２１ 連絡先　TEL 0574-48-8866 FAX 0574-48-8867
事　　業　　所	ケアフル訪問介護ステーション
管　　理　　者	守田　みさ子
所在地・連絡先	〒505－0022　岐阜県美濃加茂市川合町２丁目７－２１ 連絡先　TEL 0574-49-7535 FAX 0574-49-7571